

評議員・役員報酬基準

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 共育ちの会(以下「法人」という。)の役員および評議員(以下「役員等」という。)の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行等したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、5,500円とする。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

第4条 この規程は平成29年6月20日から施行する。